

(1) 審査案件一覧

【幼保連携型認定こども園】

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
1	北	屯田大藤保育園	屯田8条7丁目	社福) 大藤福祉会	18	54	83	15	170	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用 (改修工事等の施設整備は行わない。)	4
2	北	認定こども園屯田すずらん	屯田6条4丁目	社福) 札幌正栄会	15	30	45	12	102	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用 (改修工事等の施設整備は行わない。)	4
3	白石	認定こども園菊水すずらん	菊水1条3丁目	社福) 札幌正栄会	20	48	72	12	152	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用 (改修工事等の施設整備は行わない。) ・園庭面積について移行特例を適用	5
4	手稲	手稲やまなみ認定こども園	稲穂2条5丁目	社福) 大藤福祉会	13	44	68	15	140	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用 (改修工事等の施設整備は行わない。)	5

※NO. 3以外の施設の2・3号利用定員については、全て現行の保育所の利用定員と同様に設定し、新たに1号利用定員を設定するため、1号利用定員分の定員増となる。

【保育所型認定こども園】

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
1	北	認定こども園新川西コグマ保育園	新川西3条5丁目	社福) 元氣会	5	22	33	10	70	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	6
2	北	認定こども園あいの里せせらぎ保育園	あいの里3条7丁目	社福) 大和まほろば福祉会	6	37	57	9	109	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	6
3	北	札幌こぼと保育園	新琴似11条15丁目	社福) 新琴似子鳩園	5	28	57	15	105	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	7
4	北	札幌北保育園	北32条西9丁目	社福) 新陽会	10	39	71	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	7
5	北	きずな北保育園	北28条西5丁目	株) クローバー	2	14	24	6	46	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	8

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 （0歳）	3号 （1・2歳）	2号 （3～5歳）	1号 （3～5歳）	合計		
6	北	篠路高洋保育園	篠路3条6丁目	社福）高翔福祉会	11	41	68	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	8
7	東	日の丸保育園	北40条東9丁目	社福）日の丸保育園	10	38	72	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	9
8	東	麻生むつみこども園	北38条東1丁目	社福）毛里田睦会	6	30	54	15	105	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	9
9	東	認定こども園元町杉の子保育園	北14条東16丁目	社福）藤福祉会	11	26	53	10	100	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	10
10	白石	認定こども園白石中央保育園	中央3条5丁目	社福）浄照会	15	58	87	15	175	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	10
11	白石	認定こども園菊水元町第二保育園	菊水元町9条2丁目	社福）藤美福祉会	5	25	60	10	100	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	11
12	厚別	認定こども園札幌わんぱく館	厚別中央5条6丁目	社福）光華園	6	21	33	10	70	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	11
13	厚別	認定こども園厚別西	厚別西4条4丁目	社福）法和福祉会	9	27	54	10	100	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	12
14	厚別	ひがりが丘あすなろ認定こども園	厚別南1丁目	社福）芽生	4	14	22	6	46	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	12
15	豊平	認定こども園中の島保育園	中の島2条9丁目	社福）光華園	12	42	66	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	13
16	豊平	認定こども園みのり保育園	月寒東2条11丁目	社福）慈光園	12	33	55	15	115	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	13
17	豊平	認定こども園とよひら保育園	豊平3条11丁目	社福）慈光園	9	32	49	15	105	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	14
18	豊平	東月寒こども園	月寒東1条19丁目	社福）義弘会	9	36	75	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	14

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 （0歳）	3号 （1・2歳）	2号 （3～5歳）	1号 （3～5歳）	合計		
19	南	認定こども園定山溪保育園	定山溪温泉東3丁目	社福）光華園	3	10	17	5	35	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	15
20	南	認定こども園澄川保育園	澄川5条5丁目	社福）光華園	12	42	66	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	15
21	西	西野あおい保育園	西野7条8丁目	社福）札幌清幸福社会	10	27	53	15	105	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	16
22	西	認定こども園発寒わんぱく保育園	発寒6条14丁目	社福）ふろんていあ	12	36	72	10	130	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	16
23	手稲	稲穂中央保育園	稲穂4条7丁目	社福）札幌晃学会	6	12	42	11	71	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園舎及び園庭面積について移行特例を適用	17
24	北	三和新琴似保育園	新琴似6条12丁目	社福）札幌みどり福祉会	12	34	54	15	115	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	75
25	北	あかつき篠路保育園	篠路1条6丁目	社福）札幌みどり福祉会	15	40	65	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	75
26	北	新琴似中央保育園	新琴似5条3丁目	社福）札幌みどり福祉会	11	23	36	15	85	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭） ・園舎面積について移行特例を適用	76
27	西	八軒太陽の子保育園	八軒3条東4丁目	社福）札幌みどり福祉会	19	39	62	15	135	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	76
28	手稲	あかつき山口保育園	曙11条1丁目	社福）札幌みどり福祉会	20	50	90	15	175	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	77
29	手稲	前田中央保育園	前田8条12丁目	社福）札幌みどり福祉会	6	30	54	15	105	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	77

※NO. 4、12、15、20、21、23、25、27以外の施設の2・3号利用定員については、全て現行の保育所の利用定員と同様に設定し、新たに1号利用定員を設定するため、1号利用定員分の定員増となる。